

新潟地方裁判所委員会（第40回）議事概要

- 1 日時 令和3年1月27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所大会議室
- 3 出席委員
板垣剛，大塚清一郎，唐橋浩輔，菅野正二郎，小泉敏彦，小林宏司（委員長），丸山央，渡部智明，渡辺豊（欠席委員：落合秀也，佐藤大輔，佐藤英彦，渡辺正義）（五十音順，敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員の紹介
 - (2) 委員長選出
互選により小林宏司委員を選任
 - (3) 意見交換
新潟地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について
- 5 意見交換等の概要
【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員と表示】
 - (1) 概要説明
意見交換に先立ち，事務局（総務課課長補佐，民事首席書記官及び刑事首席書記官）から新潟地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について，概要を説明した。
 - (2) 意見交換
 - ◎ これまでの裁判所の対応等についての御意見や御質問，御提案があれば伺いたい。また，各委員の所属先等における対応や，裁判関係に限らず現状につき感じていること等についても御紹介いただきたい。
 - 新潟県の感染状況は全国の中でも比較的抑えられているが，報道に関しては，どうしても東京を中心とした大変な状況についての報道がなされるので，起きている状況を冷静に正しく伝えられるよう，いわゆる煽るような報道はしないこととしている。また，感染者の人権を考慮して，感染者の特定につながるような報道はしないこととしている。しかし，どのような行動をして感染が広がったのかといった点については，感染防止の観点から，保健所等の説明があればできるだけ詳しく伝えるようにしている。ただ，詳しく伝えれば感染者やお店の特定につながってしまうことが多いので，そのようなジレンマを抱えながら報道している。
 - 年2回行っている県内の景況調査では，今年の夏頃から非常に景況感が悪くなっており，今後の不安等を抱えている経営者の方がたくさんいる。コロナの影響について企業に聞くと，悪い影響が出たと答えた企業が8割程度あったが，スーパーやドラッグストア，家電量販店等の10パーセント程度の業種では，良い影響があったと答えた。コロナで外に出られないといった生活様式の変化に伴い，産業界では業種別に濃淡が出ている。また，11月に行った個人に対する調査では，収入が大

きく減っていると答えた人や今後も減るだろうと答えた人の割合が増えた。今後、支出を抑えるという動きが出てきて、経済全体に影響が出るという懸念はある。雇用に関しては、今のところ政府の対策等により、企業はなんとか資金繰りができていて、従業員を解雇せずに休業により対応できている状況のようであるが、今後政府の対策が止まり、休業補償だけではもたないところが出てくると、失業率が上がり、給料が減って雇用も悪くなり、その結果、経済が落ちてくるという悪循環もあり得る。ただ、悪いことばかりではなく、海外の動向を見ると、中国のように景気が回復しているところもあり、今まで米中の貿易摩擦等で中国の生産が落ちて、日本の企業が影響を受けていたが、そういったところが解消されてきている。そういった全体的な部分にもコロナの影響が懸念されている。

在宅勤務やテレワークについて調査をすると、東京では6割から7割が行っているという数値が出るようだが、県内においては、企業では4分の1程度がやっているという答えになる。また、勤労者に対して調査をすると、在宅勤務を経験していると答えた人の割合は10パーセント程度しかないというのが現状のようである。

- 私も新潟県は、隣県などと比べても圧倒的にリモートワーク率が低いという話を聞いている。当初、コロナは一過性のものだと考えていたが、実際は相当長く続いており、アフターコロナの景色が相当変わってくるのではないかと考えている。リモートやITといった一部のところにビジネスが集中し、現場で販売ができなくなり、人が省略化され、そこに従事している雇用が省かれるようになる。そしてビジネスが淘汰されてきて、社会の格差がますます広がるのではないかと考えている。ただ、そこでふさぎ込んでいてもしょうがないので、アフターコロナを新しいビジネスチャンスと捉えて、現在ビジネスモデルを作っているところである。新しいビジネスモデルは、相当リモートを意識した形で作っていかなければいけないと考えている。コロナによってテレワークが急速に広がり、リモートで済むことがわかってきた。それが常態化していくと思うので、それをベースに、どういったビジネスができるのかを考えていかなければいけない。

このような中で、アフターコロナの生活様式とか、日本はどのような国になるのかとか、新しいビジネスとはどういうものなのか等、いろいろな意味で考えさせられている。何もしなければ衰退化が進んでいくので、危機感を持って対応することが必要と考える。ある意味コロナそのものの恐怖よりも、アフターコロナの世界の方が危機感がある。

- ◎ 裁判の手續でもリモートになじまない部分もあるが、各委員の所属先においてリモートになじまない業務はどのようなものがあるのか、また、そのあたりで苦労されている点等についても御紹介いただきたい。
- 大学では、現在は授業のオンライン化が進み、本学でも8割方オンラインで進めている。その評価は人によって様々で、他県から在学している学生にとっては、実家に戻ってオンラインでできるのがいいという人もいれば、友達もできず1年間ず

っとオンラインだときついという人もいる。オンラインは悪い点もあるが、良い点もたくさんあり、例えば、オンデマンドの授業だと繰り返し見られるので学生の満足度が高いという点や、事情により通学に支障を来す学生などを拾い上げることができるといった点がある。また、実験、実習の類いはオンラインには向いていない等、分野によってオンラインが向いているものと向いていないものがはっきりと分かった。この1年間の経験を通じて分かったことは、デジタル化や情報化というのは、できる部分がずいぶん大きいということである。大学としては、今後の運営の在り方、社会のデジタル化、デジタルトランスフォーメーションと呼ばれるようなものにどう対応していくか、あるいは紙文化をどう変えていくかといった部分で、一つのきっかけになればいいと見ている。

- 弁護士の立場からすると、裁判所の手続では、民事訴訟の争点整理手続はオンラインでもほぼ問題なくできると考えている。むしろどんどん普及していったらいい、新潟は広いので支部まで拡張して欲しいというのが本音のところである。他方で、和解の場面は当事者と相談しながら進める局面となってくるので、そのような場面でのリモートはなかなか難しいと考えている。また、依頼者とのやりとりの場面でも顔を見ながら進めていくのが通常で、その部分でもリモートではなかなか難しいという気がしている。全国的な集団訴訟では会議が必要となるが、今はほぼウェブ会議を利用したものになっていて、やはり議論になっていくとウェブ会議ではなかなか限界があると感じている。ただ、そういったものを上手に使っていくことが必要であり、やれることはやっていくといった方向で、積極的に利用していきたいと考えている。
- 弁護士の仕事は、書面を作成するという意味では全般的にはリモートに向いている仕事ではないかと思っている。ただ先ほども話があったが、依頼者との関係では、信頼関係を築くという部分が非常に大きいため、最初は実際に依頼者と会って面談をして、しっかりと信頼関係を築くことが大事である。また、何回か顔を合わせたり、直接会うことで依頼者が安心するといった効果もあるので、そういう意味でも依頼者と会うのは非常に重要である。そこをどうやって克服していくかというのが今後の課題と考える。また、家事事件については、感情や機微といった部分が非常に重要となる事件が多い反面、当事者数も多く、調停事件等では部屋が密になりがちなこともある等、特殊な部分がある。こちらはまだオンラインの手続にはなっていないようであるが、遺産分割事件等はこれまでも電話会議で十分行っていた実績もあるので、オンラインで進めてもいいのではないかと思っている。
- 検察官としては、刑事事件の目的は、事案の真相解明にあると考えている。事案の真相解明には客観的証拠が揃っていればいいが、揃っていないものもある。また、客観的証拠が揃っていたとしても、それがどういう意味を持つのかは人に聞かないと分からないものもあり、結局は事件の背景事情を含めて、どうしても人と直接会って話を聞かなければならず、ここが最終的にはリモートではできない部分だろう

と考える。電話やリモートでやれば良いという考えもあるが、本人が言いたくないことも聞かなければいけないという中では、やはり直接会って本人の反応を見ることも必要であり、リモートになじまないのではないかと思う。ただ、現在、捜査書類の電子化という動きが見られるが、それは大きな流れになるだろうと思われる。捜査で作った書類や証拠が電子化していけば、弁護士が記録を謄写する場面でも改善されていくし、公判においては、電子化されたものをかなり使っていくことができると思う。しかし、捜査段階で、現場を見て、人から話を聞くといった、正にその証拠を作るという部分では、リモートには限界があるのかなと思う。

- 民事訴訟手続では、コロナが感染し始めた当時は、ウェブ会議の利用は東京等の先行庁で始まったばかりで、実施はまだこれからという状況であった。多くの裁判所にとっては、従前からある電話による争点整理の手続しか手段はなかったが、昨年12月から、全国の地方裁判所本庁でウェブ会議が実施できるようになった。これは、民事訴訟をIT化しようという大きな流れの中のものであり、何年か後には間違いなく民事訴訟手続全体がIT化していくことになる。そうすると、尋問以外のほとんどの部分は、ウェブ等を利用すれば当事者が裁判所に来なくても手続ができてしまい、法廷でやりとりをしながら裁判を進めていく場面というのは、ほんのわずかな部分となる。

私自身も実際に多くの事件をウェブ会議を利用して行っているが、直接会って話をする場合との大きな違いを感じるのは、和解の場面等における当事者から感じる熱量だと思っている。電話会議よりはウェブ会議の方が熱量は高いが、ウェブ会議よりも当事者に直接会って話をするほうが圧倒的に熱量は高い。そこにウェブ会議を利用する上で若干の違和感がある。ウェブ会議の利用等が制度として入ってきたことにより、現在はコロナの影響もあり、かなりそれを利用しようという流れとなっているが、これがアフターコロナとなり、ウェブ会議が民事訴訟手続の標準となったときに民事訴訟がどうなるのか、正に現在そういった姿が議論されている段階である。

昨年の12月から、当事者等が裁判所に来なくても済むものについては、ウェブ会議を利用しながら事件を遅らせないような形で手続を進めている。なるべくコロナの問題に向き合いながら、なんとか手続を進めようというのが、昨年の3月から4月頃とかなり違っている部分である。

- ◎ ITやウェブ会議は、非常にポテンシャルがあると感じている。特に、このような状況の中でも手続を止めずに、膝をつき合わせるのと全く同じではないが、それに近いところで手続を進められるという意味において、民事手続のレジリエンスが高まってきており、これがアフターコロナの場でもかなり大きな意味合いをもっているのではないかと考えている。

- 6 次回期日及び次回のテーマ
追って決定する。